（標準様式）

会 議 録

会議名称	令和８年度 第４回 長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
開催日時	令和８年 10 月 28 日（水）　午後２時から午後３時 05 分まで
開催場所	ふれあい福祉センター　５階　ホール
出 席 者	委員　　若林委員、青木委員、水内委員、小林委員、六波羅委員、赤井委員、竹田委員、松本委員（所属、役職は別紙委員名簿のとおり） 事務局　丸山保健福祉部長、高野福祉政策課長、戸谷地域包括ケア推進課長、長野市社会福祉協議会唐木田地域福祉課長　ほか
次　　第	１　開　会 ２　会長あいさつ ３　保健福祉部長あいさつ ４　会議事項 （１）第五次長野市地域福祉計画の素案について （２）パブリックコメントについて ５　その他 ６　閉　会
議事内容 及び 決定事項	【会議事項】 （１）第五次長野市地域福祉計画の素案について →素案、資料１、２に基づき説明し、いただいた意見を踏まえ、事務局案を修正することで決定した。 ＜質疑応答＞ 〔委員〕 素案 21 ページ（3）困ったことがあったらキャッチできる地域の中の「地域の中に相談しやすい場や人がたくさんいる」について、相談しやすい場があり、人がたくさんいるという表現の方が分かりやすいのではないか。同じように、「専門的な支援だけでなく地域とのかかわりを支援する場や人がいる」も、関わりを支援する場があり、人がいるという表現の方が良いと思う。 〔事務局〕 ご指摘のとおり修正させていただく。 〔委員〕 素案 12 ページの多様な主体による推進を表した図において、地区社会福祉協議会に×をしてあるのは何故か。 〔事務局〕 住自協ができる前は各地区に地区社会福祉協議会が設置されていたが、現在はほとんどの地区で、住自協の健康福祉部会等に地区社会協議会が統合された。 現在も地区社会福祉協議会の残っている地区が、市内に何ヶ所かあるのは承知しているが、住自協が作られた際には、そういったものを住自協に統合していくという方向があったため、あえて地区社会福祉協議会を掲載していない。 〔委員〕 同じ図において、住自協の中に民生委員児童委員、たすけあい事業コーディ

	ネーター等がいるような図になっているが、意図を教えてほしい。 〔事務局〕 図示が難しいところではあるが、第四次計画のように１つに集約するというイメージではなく、住自協が土台にありつつ、それぞれの地区にいる保護司や民生委員児童委員と連携していくという意味を持たせたかったためである。 〔委員〕 その意図が伝わりにくい図だと思う。地区の社会福祉協議会が住自協の中にあるにしても、あえて消してしまうと今までと異なるような印象になる。 〔事務局〕 図の作成の手順上、今回の素案では記載があるようになっているものであり、第四次計画においても、地区の社会福祉協議会は地域福祉の推進体制の図の中に記載はない。 〔委員〕 第四次計画においては、エリアと担い手、推進機関等を一つの図で示していたが、今回の図では、エリアの部分がはっきり見えてこない。 〔事務局〕 事務局において、分かりやすい図示について検討を行う。 〔委員〕 素案 17、18 ページにおいても、地域包括ケア推進課とコミュニティ・ソーシャルワーカーの部分に×が付いているが、どうして消したのか。 〔事務局〕 この図は第四次計画でも示しているが、ご存知のとおり、コミュニティソーシャルワーカーについては、第二次計画から記載があるが、そもそも地域を支援するというよりは、地域生活課題を抱える個人を支援するために、地域と支援される人を結びつけるのがコミュニティソーシャルワーカーであるところ、第四次計画まではコミュニティソーシャルワーカーが地域を支援するという意味になっていた。地域を対象に支援するのは、コミュニティワーカーである。そのため、今回の計画から、コミュニティソーシャルワーカーは削除する予定。 また、地域包括ケア推進課を削除した理由は、生活支援コーディネーターが地域福祉ワーカーの兼務から外れることにより、地域包括ケア推進課の関わり方も、その他の課と同様になるためである。 〔委員〕 地域包括支援センターに生活支援コーディネーターが移行されると、余計に地域と関わらなくてはならないのに、地域包括ケア推進課が関わらないというのは違和感がある。 〔事務局〕 素案 17 ページについて、今までは、地域包括ケア推進課からも地域福祉ワーカーに補助金を交付し財政的支援しているということで、地域包括ケア推進課の記載があった。 今後は、地域包括ケア推進課からの財政的支援の形はないということで記載はなくなるが、連携という項目を作り、様々な課が地域福祉ワーカーと繋がっていくイメージとしたい。また、地域包括支援センターとは特に連携する必要

	があるので、それも記載したいと考えている。 〔委員〕 ご認識のとおり、連携しないと上手くいかない。素案 19 ページに、地域福祉のネットワークとして、関係機関が記載されているが、記載の機関以外にも、企業、銀行、郵便局、お店等の人々も一緒に地域の課題を考える場面があり、非常に上手くいっているため、ぜひ追記いただきたい。 また、素案 17、18 ページの図の中でも、一緒に連携して進めていくことが分かると良いと思う。 〔事務局〕 素案 17, 18 ページの図において、連携する関係機関をどこまで記載するかについては、関係者を全て記載すると、長野市全てを記載することになるため、一番関わりが深いところだけ掲載したもの。 今後は、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域づくりをしていくところ。地域福祉ワーカーと関わる課が連携して支援することの分かりやすい図にしたい。なお、あまり課名は羅列したくないと考えている。 〔委員〕 素案 12 ページの図について、先程の意見と逆になるが、第四次計画に地区社会福祉協議会が入っていないため、図に記載がないのは違和感がない。 一方で、第四次計画においては小さい単位から大きくなり、長野市全体が一番外にあるけれども、今回の計画だと一番上に住民があって、隣近所、行政連絡区、住自協があるという形なので、むしろ今回の方がすっきり見えると思う。 現時点では色が付いていない右下の長野市については、配色に興味があるが、最終的に市全域なのだとすると、左側へ移動した方が見やすいと感じた。 〔事務局〕 長野市はオレンジ色にして、地域包括支援センター、長野市社会福祉協議会と市が一体で支えていくという図にしたいとは考えている。 〔委員〕 素案 48 ページ、成年後見制度の利用促進の施策推進の背景・課題について、「身寄りのない高齢者等への支援として「おひとりさま」あんしんサポート相談室の設置やガイドラインの策定を進めています」と記載があり、まだ設置や策定がされてないようにも見える。一方で、この「おひとりさま」あんしんサポート相談室の設置については、令和 3 年度に設置されている。ガイドラインについては、令和 6 年に策定されており、51 ページ（6）に、ガイドラインを令和 6 年 4 月に策定したと記載がある。ガイドラインは表現だけの違いだとは思うが、「おひとりさま」あんしんサポート相談室の設置については、51 ページにおいても、今後設置するように記載されているので、修正すべきだと思う。 次に、素案 48 ページの「成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく国の第二期成年後見制度利用促進基本計画」の部分で、この計画がこの施策推進の背景・課題と記載されているが、この計画の計画期間は令和 8 年で終了する。第五次地域福祉計画は令和 9 年度開始なので、終了した計画が施策推進の背景

	という書き方には違和感がある。確かに、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づいて様々な施策がなされ、大きく言えば、今回の成年後見制度の見直しもなされたとは思うが、やはり令和９年度開始の第五次地域福祉計画の策定背景が第二期成年後見制度利用促進計画というのは変だと思う。 それと関連し、あらゆるところで中核機関という言葉が使われている。この言葉自体は使われる言葉なので、必ずしも間違いではないが、中核機関という言葉は、第二期成年後見利用促進計画における法律上のガイドライン上の言葉だったのが、今後は成年後見制度の改正に伴い、社会福祉法の中で、地域権利擁護相談支援センターとして法律上、機関の名称を与えられる。そこで、中核機関という言葉を第五次地域福祉計画において使い続けるというのが正しいのかどうか。機能としての中核機関という使い方であれば必ずしも間違いでないとは思うが、検討いただきたい。 また、51 ページ（5）日常生活自立支援事業等関連制度との連携強化について、今回の成年後見制度の改正により、成年後見制度が終身続くものではなく、対象者にとって必要がなくなれば終わる制度となる。それに合わせて、日常生活自立支援事業も変わり、新日常生活自立支援事業が始まると聞いている。また、新日常生活自立支援事業では、同じページ（6）の身寄りのない高齢者等への支援にも活用されることが期待されているようだ。そうだとすると、日常生活自立支援事業のみに触れ、新日常生活自立支援事業には全く触れずに、身寄りのない高齢者等への支援という文脈でも記載がないのは違和感がある。 そういうことも含め、今回のこの計画案について、素案 50 ページの地域連携ネットワーク協議会、52 ページの長野市の成年後見支援センターや社会福祉協議会に意見を聞いているのかが気になる。もし聞いてないのであれば、しっかり意見を聞いて、法改正を踏まえた内容にすべきではないか。 〔事務局〕 素案は成年後見支援センターにも確認していただいており、素案 48 ページガイドラインの策定や「おひとりさま」あんしんサポート相談室の設置について、進めている話もあった。 逆に質問になってしまうが、中核機関という表現について、中核的な役割を担う機関等の表現の方が正しいのか。 〔委員〕 そういった表現や、法律上位置付けられた機関名に変更することも含めて検討すべきだと思う。 〔事務局〕 法改正しているということも踏まえ、改めて確認させていただく。 （2）パブリックコメントについて →事務局案の説明どおり進めることで決定した。
会議資料	・次第 ・座席表 ・地域福祉専門分科会委員名簿 ・冊子「第五次長野市地域福祉計画（案）」 ・資料１「第五次長野市地域福祉計画　前回からの修正箇所一覧」

	・資料２「第五次長野市地域福祉計画に掲載する取組の好事例」
事務局 （担当課）	保健福祉部福祉政策課　地域福祉担当 電話 026-224-5028